

国自情第92号
令和8年8月7日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車情報課長

運輸支局等における自動車登録申請の際の
書類の有効期間の取扱いについて

標記について、令和8年7月28日に発生した「令和8年熊本地震（以下「本災害」という。）」による災害状況に鑑み、平成3年6月25日付け地管第54号「自動車の保管場所の確保等に関する法律の改正に伴う事務の取扱いについて」及び平成18年1月30日付け国自管第166号・国自技第232号「自動車登録業務等実施要領の制定について」にかかわらず、特例として下記の取扱いとするので周知願いたい。

記

1 対象者

特定被災地域内（※）に住所を有する者及び当該地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の所有者及び使用者

※本災害に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域。

2 申請時の各書類の有効期間の取扱い

（1）印鑑に関する証明書の有効期間について

本災害発生日前3月以内に作成されたものは、令和9年1月27日をもって満了するものとする。

（2）自動車保管場所証明書の有効期間について

本災害発生日前40日以内に作成されたものは、令和9年1月27日をもって満了するものとする。

（3）住所を証する書類の有効期間について

本災害発生日前3月以内に作成されたものは、令和9年1月27日をもって満了するものとする。

以上